



山形県公報

平成16年8月27日(金)
第1571号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行に関する規則の一部を  
改正する規則.....(生産流通課)...973

### 告 示

指定居宅サービス事業者の指定.....(村山総合支庁福祉課)...976  
指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....(同)...同  
指定居宅介護支援事業者の指定.....(同)...同  
指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....(同)...977  
身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の  
所在地の変更.....(同)...同  
知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の  
所在地の変更.....(同)...同  
山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....(農政企画課)...978  
山形県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更.....(生産流通課)...同  
国土調査の成果の認証.....(農村計画課)...980  
県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....(同)...同  
土地改良区の役員の退任の届出.....(庄内総合支庁農村計画課)...同  
道路の位置の指定.....(最上総合支庁建築課)...981

### 公 告

一般競争入札の公告.....(公安委員会)...同  
特定調達契約に係る落札者の公告.....(同)...982

### 正 誤

## 規 則

山形県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成16年8月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第59号

山形県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行に関する規則(平成8年12月県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(採捕の数量等の報告事項)」に改める。

第5条中「別記様式」を「別記様式第1号」に改める。

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(漁獲努力量等の報告事項)

第6条 法第17条第4項の規定により知事管理努力量に係る採捕を行う者は、同項に規定する農林水産省令で定める事項と併せて、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 知事管理努力量に係る採捕を行う者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 漁ろう作業に係る船舶の漁船登録番号及び船名
- (3) 知事管理努力量の対象となる漁獲努力量に係る漁ろう作業を行った日  
（漁獲努力量等の報告の方法）

第7条 法第17条第4項の規定による報告は、次の表の第二種特定海洋生物資源の欄に掲げる第二種特定海洋生物資源について、同表の漁期の欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の集計日の欄に掲げる日ごとに当該日が属する月又は旬のいずれかの日に行われた漁ろう作業に係る知事管理努力量の対象となる漁獲努力量を集計し、同表の期限の欄に掲げる期限までに別記様式第2号による報告書を提出して行わなければならない。

| 第二種特定海洋生物資源 | 漁 期               | 集 計 日 | 期 限         |
|-------------|-------------------|-------|-------------|
| ま が れ い     | 9月1日から9月30日までの間   | 9月30日 | 10月10日      |
|             | 10月1日から10月31日までの間 | 旬の末日  | 当該旬の翌旬の末日まで |

2 知事が法第8条第2項の公表をしたときは、法第17条第4項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、当該公表の日から当該公表の日が属する漁獲努力量の対象となる期間の末日までの間は、当該公表にかかる第二種特定海洋生物資源を採捕するために行った漁ろう作業終了後最初にいずれかの港に入港した日ごとに、当該入港した日から3日以内に別記様式第2号による報告書を提出しなければならない。

3 前項に規定する報告書を郵便を利用して提出した場合には、郵便切手の消印等の日に当該報告書が提出されたものとみなす。

別記様式の備考を同備考第1項とし、同備考に次の1項を加える。

- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 別記様式を別記様式第1号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第2号

|           |  |
|-----------|--|
| 受 理 年 月 日 |  |
| 処 理 年 月 日 |  |

漁 獲 努 力 量 等 の 報 告 書

年 月 日

山形県知事 殿

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第4項の規定により、第二種特定海洋生物資源の漁獲努力量等を次のとおり報告します。

[ 年 月（上旬、中旬、下旬）分]

| 漁 船 登 録 番 号    |                            | 船 名             |                            |
|----------------|----------------------------|-----------------|----------------------------|
| 第二種特定海洋生物資源の名称 |                            | 採捕の種類           |                            |
| 日              | 漁 ろ う 作 業 日<br>（ 印を記入すること） | 日               | 漁 ろ う 作 業 日<br>（ 印を記入すること） |
| 1日             |                            | 17日             |                            |
| 2日             |                            | 18日             |                            |
| 3日             |                            | 19日             |                            |
| 4日             |                            | 20日             |                            |
| 5日             |                            | 21日             |                            |
| 6日             |                            | 22日             |                            |
| 7日             |                            | 23日             |                            |
| 8日             |                            | 24日             |                            |
| 9日             |                            | 25日             |                            |
| 10日            |                            | 26日             |                            |
| 11日            |                            | 27日             |                            |
| 12日            |                            | 28日             |                            |
| 13日            |                            | 29日             |                            |
| 14日            |                            | 30日             |                            |
| 15日            |                            | 31日             |                            |
| 16日            |                            | 漁獲努力量<br>（合計日数） | 日（ 印の数）                    |

備考 1 印の欄は、記入しないこと。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第873号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成16年 8月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地                    | 事業所の名称及び所在地                                 | 居宅サービスの<br>種類            | 指定年月日      |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------|--------------------------|------------|
| 合資会社サポートハウス・<br>ファミリー<br>天童市三日町二丁目 6 番 7 号 | グループホームふぁみりー<br>天童市三日町二丁目 6 番 7 号           | 痴 呆 対 応 型<br>共 同 生 活 介 護 | 平成16. 7. 5 |
| 株式会社福祉のひろば<br>酒田市大字穂積字上市神139<br>番地の 5      | 福祉のひろば山形営業所 指定訪問介護<br>事業所<br>山形市吉野宿624番地の 1 | 訪 問 介 護                  | 同 7. 9     |
| 社会福祉法人さくら福祉会<br>飽海郡松山町大字中牧田字丸<br>福171番地    | グループホームかほく<br>西村山郡河北町谷地字砂田207 - 1           | 痴 呆 対 応 型<br>共 同 生 活 介 護 | 同 7.12     |
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二<br>丁目 9 番       | アイリスケアセンター山形中央<br>山形市下条町二丁目18番12号           | 訪 問 介 護                  | 同 7.15     |

## 山形県告示第874号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成16年 8月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者<br>の名称及び所在地                        | 居宅サービ<br>スの種類 | 事業所の名称及び所在地             |                        | 変更年月日      |
|------------------------------------------------|---------------|-------------------------|------------------------|------------|
|                                                |               | 変 更 前                   | 変 更 後                  |            |
| 社会福祉法人山辺町社会<br>福祉協議会<br>東村山郡山辺町大字大塚<br>836番地 1 | 訪 問 介 護       | 山辺町社会福祉協議会訪問介護事業所       |                        | 平成16. 6. 1 |
|                                                |               | 東村山郡山辺町大字山辺<br>1307番地 1 | 東村山郡山辺町大字大塚<br>836番地 1 |            |
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河<br>台二丁目 9 番           | 福祉用具貸<br>与    | アイリスケアセンター山形中央          |                        | 同 7.15     |
|                                                |               | 山形市十日町一丁目 1 番<br>34号    | 山形市下条町二丁目18番<br>12号    |            |

## 山形県告示第875号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成16年 8月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地            | 事業所の名称及び所在地                       | 指定年月日       |
|--------------------------------|-----------------------------------|-------------|
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番 | アイリスケアセンター山形中央<br>山形市下条町二丁目18番12号 | 平成16. 7. 15 |

## 山形県告示第876号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成16年 8月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅介護支援事業者の<br>名称及び所在地                | 事業所の名称及び所在地             |                        | 変更年月日      |
|----------------------------------------|-------------------------|------------------------|------------|
|                                        | 変 更 前                   | 変 更 後                  |            |
| 社会福祉法人山辺町社会福祉協議会<br>東村山郡山辺町大字大塚836番地 1 | 山辺町社会福祉協議会居宅介護支援事業所     |                        | 平成16. 6. 1 |
|                                        | 東村山郡山辺町大字山辺<br>1307番地 1 | 東村山郡山辺町大字大塚<br>836番地 1 |            |

## 山形県告示第877号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成16年 8月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅支援事業者の<br>名称及び所在地                  | 事業所の名称及び所在地             |                        | 変更年月日      |
|----------------------------------------|-------------------------|------------------------|------------|
|                                        | 変 更 前                   | 変 更 後                  |            |
| 社会福祉法人山辺町社会福祉協議会<br>東村山郡山辺町大字大塚836番地 1 | 山辺町社会福祉協議会身体障害者居宅介護事業所  |                        | 平成16. 6. 1 |
|                                        | 東村山郡山辺町大字山辺<br>1307番地 1 | 東村山郡山辺町大字大塚<br>836番地 1 |            |

## 山形県告示第878号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成16年 8月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅支援事業者の<br>名称及び所在地                  | 事業所の名称及び所在地             |                        | 変更年月日      |
|----------------------------------------|-------------------------|------------------------|------------|
|                                        | 変 更 前                   | 変 更 後                  |            |
| 社会福祉法人山辺町社会福祉協議会<br>東村山郡山辺町大字大塚836番地 1 | 山辺町社会福祉協議会知的障害者居宅介護事業所  |                        | 平成16. 6. 1 |
|                                        | 東村山郡山辺町大字山辺<br>1307番地 1 | 東村山郡山辺町大字大塚<br>836番地 1 |            |

山形県告示第879号

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年 8月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程（平成5年9月県告示第1004号）の一部を次のように改正する。

第5条の表中「年0.7パーセント」を「年1.0パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成16年7月22日から適用する。
- 2 平成16年7月22日前に利子補給の承諾が行われた漁業後継者育成資金に係る利子補給率については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第880号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、次のとおり山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更した。

平成16年 8月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

変更後の山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、沿岸・沖合資源の低位安定の打開策として、これまで減船事業の実施や資源管理型漁業の実践を押し進めてきたが、水産業の発展を図るためには今まで以上に海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。一方、全国的な資源の動向を見た場合、低水準・減少傾向が続き未だ資源の回復の兆しが認められない魚種があり、今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済発展への重大な支障となるおそれがある。

このようなことから県としては、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量等について下記のとおり管理措置を講じることとする。

記

- 1 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量若しくは漁獲努力量の公表等実効措置を講じるため、他県の入漁船を含め第一種特定海洋生物資源及び第二種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努める。
- 2 漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら、海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての詳細な科学的データ又は知見が必要であるため県水産試験場を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。
- 3 資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図る。
- 4 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進する。
- 5 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- 6 本県における漁獲可能量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払う。

第2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量等に関する事項

- 1 第一種特定海洋生物資源の平成15年の知事管理の対象となる漁期及び数量は次のとおりである。

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる漁期 | 本 県 に 定 め ら れ た 数 量 |
|-------------|------------|---------------------|
| す け と う だ ら | 4月から翌年3月   | 若 干                 |
| ま あ じ       | 1月から12月    | 若 干                 |

|           |          |      |
|-----------|----------|------|
| ず わ い が に | 7月から翌年6月 | 49トン |
| す る め い か | 1月から12月  | 若 干  |

2 第一種特定海洋生物資源の平成16年の知事管理の対象となる漁期及び数量は次のとおりである。

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる漁期 | 本県に定められた数量 |
|-------------|------------|------------|
| す け と う だ ら | 4月から翌年3月   | 若 干        |
| ま あ じ       | 1月から12月    | 若 干        |
| ず わ い が に   | 7月から翌年6月   | 43トン       |
| す る め い か   | 1月から12月    | 若 干        |

第3 第一種特定海洋生物資源知事管理数量等に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前漁期の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まあじ】

定置漁業と小型定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許・行使統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前漁期の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【ずわいがに】

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）とさめさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前漁期の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

するめいかの採捕を目的とする総トン数5トン未満の動力漁船漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導することとし、この結果、漁獲実績が前漁期の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

第4 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量に関する事項

平成16年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量及び対象となる採捕の種類に係る漁期は次のとおりである。

| 第二種特定海洋生物資源 | 採 捕 の 種 類                 | 管理の対象となる漁期                   | 漁獲努力可能量（隻日） |
|-------------|---------------------------|------------------------------|-------------|
| ま が れ い     | 小型機船底びき網漁業<br>（うち手繰第一種漁業） | 平成16年9月1日から<br>平成16年10月31日まで | 1,870       |

第5 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について採捕の種類別に定める量に関する事項

平成16年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量及び対象となる採捕の種類に係る漁期は次のとおりである。

| 第二種特定海洋生物資源 | 採 捕 の 種 類                 | 管理の対象となる漁期                   | 漁獲努力可能量（隻日） |
|-------------|---------------------------|------------------------------|-------------|
| ま が れ い     | 小型機船底びき網漁業<br>（うち手繰第一種漁業） | 平成16年9月1日から<br>平成16年10月31日まで | 1,870       |

第6 第二種特定海洋生物資源知事管理数量等に関し実施すべき施策に関する事項

【まがれい】

日本海北部のまがれい及びはたはたの資源回復を図るために国が作成した「日本海北部マガレイ・ハタハタ資源回復計画」の着実な実施を本県として推進する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組みを進めることとする。

山形県告示第881号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成16年 8月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 調査を行った者の名称  
飯 豊 町
- 2 調査を行った期間  
平成13年 5月22日から平成16年 3月25日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
飯豊町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字手ノ子、大字小白川の各一部
- 5 認証年月日  
平成16年 8月20日

山形県告示第882号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成16年 8月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 事 業 名               | 地 区 名   | 工事完了年月日     |
|---------------------|---------|-------------|
| 土 地 改 良 総 合 整 備 事 業 | 酒 田 川 南 | 平成15年 3月26日 |
| 土 地 改 良 総 合 整 備 事 業 | 観 音 寺   | 平成15年 4月22日 |

山形県告示第883号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西郷土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成16年 8月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所              |
|----------|---------|------------------|
| 理 事      | 阿 部 太 輔 | 鶴岡市大字茨新田丙296番地 1 |



## 山形県告示第884号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建築課及び真室川町役場において縦覧に供する。

平成16年8月27日

山形県知事 高橋和雄

- 1 指定の番号 私有地最総建第192号
- 2 指定の場所 最上郡真室川町大字新町字下荒川378 - 10番地の一部、377番地先の一部、377 - 2番地先、378 - 5番地先、413 - 3番地先、378 - 10番地先の一部
- 3 道路の現況 幅員4.0メートル 延長31.7メートル
- 4 指定年月日 平成16年8月18日

---

## 公 告

---

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、四輪運転シミュレータ機器の賃貸について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年8月27日

山形県知事 高橋和雄

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
  - (2) 日 時 平成16年10月8日（金）午後1時30分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
四輪運転シミュレータ機器の賃貸 一式
  - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成17年5月1日から平成24年4月30日まで
  - (4) 履行場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 (3)契約期間に掲げる期間に相当する賃貸額の総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 平成16年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成16年1月23日付け山形県公報第1510号）により公示された資格を有すること。
  - (2) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
    - (1) 9の(1)により提出された納入仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
天童市大字高嶺字立谷川原北3400 山形県警察本部交通部運転免許課 電話番号023(655)2150
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、納入仕様書その他必要な書類(以下「納入仕様書等」という。)を平成16年9月14日(火)午後4時までに提出すること。この場合において、納入仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該納入仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured: Four Wheel Vehicle Driving Simulator Equipment For Group Education. : 1 set

(2) Time-limit for tender: 1:30 P.M. October 8th, 2004

(3) Contact point for the notice: Driver's License Section, Traffic Department, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 3400 oaza Takadama aza Tachiyagawaharakita Tendo City, Yamagata Prefecture, 994-0068 Japan. TEL. 023(655)2150

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年 8月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 落札に係る物品等及び特定役務の名称及び数量

運転免許証作成システム機器(高速型直接撮影装置、分離型直接撮影装置、高速型免許証プリンタ、高速型複写撮影装置、再生専用装置、免許証作成用管理端末、免許番号読取装置)の賃貸及び保守サービス 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県警察本部交通部運転免許課 天童市大字高嶺字立谷川原北3400 電話番号023(655)2150

3 落札者を決定した日 平成16年7月7日

4 落札者の名称及び所在地

コニカミノルタアイディーシステム株式会社 東京都新宿区新宿四丁目3番17号

5 落札金額 144,837,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成16年5月25日

正 誤

発行年月日 県公報 番号 ページ 行 誤 正

平成16. 6.25 第1553号

798

12

|     |  |
|-----|--|
| 歯科  |  |
| 技工士 |  |
| 人   |  |

|     |  |
|-----|--|
| 歯科  |  |
| 技工士 |  |
| 人   |  |

| 同 | 同    | 同      | 同   | 歯 科 看 護 |            | 歯 科 看 護   |       |
|---|------|--------|-----|---------|------------|-----------|-------|
|   |      |        |     | 技 工 士   | 補 助 者      | 技 工 士     | 補 助 者 |
|   |      |        |     | 人       | 人          | 人         | 人     |
| 同 | 7.30 | 第1563号 | 895 | 14      | 県営屋城アパート   | 県営屋城町アパート |       |
| 同 | 同    | 同      | 同   | 19      |            |           |       |
|   |      |        |     |         | 誤          |           |       |
|   |      |        |     |         |            | 57.3      |       |
|   |      |        |     |         | 正          |           |       |
|   |      |        |     |         | 県営関口アパート3号 | 57.3      |       |

平成16年 8月27日印刷  
平成16年 8月27日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県  
購読料 月4,000円( 郵送料共 )

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂 部 印 刷 株 式 会 社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056